

佐倉市総合評価方式制限付き一般競争入札実施ガイドライン

平成 29 年 4 月 1 日制定

令和 5 年 4 月 1 日改正

はじめに

総合評価方式導入の意義

近年、公共事業の発注量の減少や一般競争入札の導入に伴い、受注をめぐる価格の過当競争が激化しています。特に建設工事において、低価格競争による手抜き工事や技術力不足による品質低下が問題となりました。そのため、公共工事の品質確保の促進を図ることを目的として、平成17年4月に公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「品確法」といいます。）が施行されました。品確法では、公共工事の品質は、『経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。』（第3条第2項）としています。

佐倉市では、この品確法の趣旨に基づき、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行う方法として、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項に規定する総合評価方式により落札者を決定する制限付き一般競争入札（以下「総合評価方式による入札」といいます。）を実施するものです。

総合評価方式の概要

総合評価方式による入札は、価格のみで評価する従来の方式と異なり、価格に加えて企業の技術力、信頼性、地域貢献度など価格以外の要素を含めて総合的に評価し落札者を決定する制限付き一般競争入札です。総合評価方式の導入により、過度の価格競争による工物品質の低下を防ぎ、技術力のない不良・不適格業者を排除することで優良な建設業者の育成を図り、より公正な入札を行うことができると期待されます。

基本的な運用について

総合評価方式の対象

総合評価方式による入札の対象は、設計金額7,000万円以上の建築一式工事、設計金額5,000万円以上の建築一式工事以外の建設工事のうち、価格及び価格以外の要素を総合的に評価することが妥当と認められる工事（以下「対象工事」といいます。）です。

対象工事は、佐倉市総合評価検討委員会の審査を経て決定されます。

総合評価方式の型式

対象工事の設計金額及び工事の内容に応じた技術力を担保する必要性に応じて、次のいずれかの型式を採用します。

【特別簡易型】

簡易型を採用する工事を除く全ての対象工事に採用されます。

同種工事の実績、工事成績等の定量化された評価項目により技術力を求め、入札価格と合わせて総合的に評価します。

【簡易型】

対象工事の設計金額及び工事の内容に応じた技術力を担保する必要性に応じ採用します。

同種工事の実績、工事成績等の定量化された評価項目のほか、施工計画の適切性に関する事項を記述した技術資料を求め、それにより技術力と入札価格とを総合的に評価します。

実施手順

入札の流れは図1のとおりです。

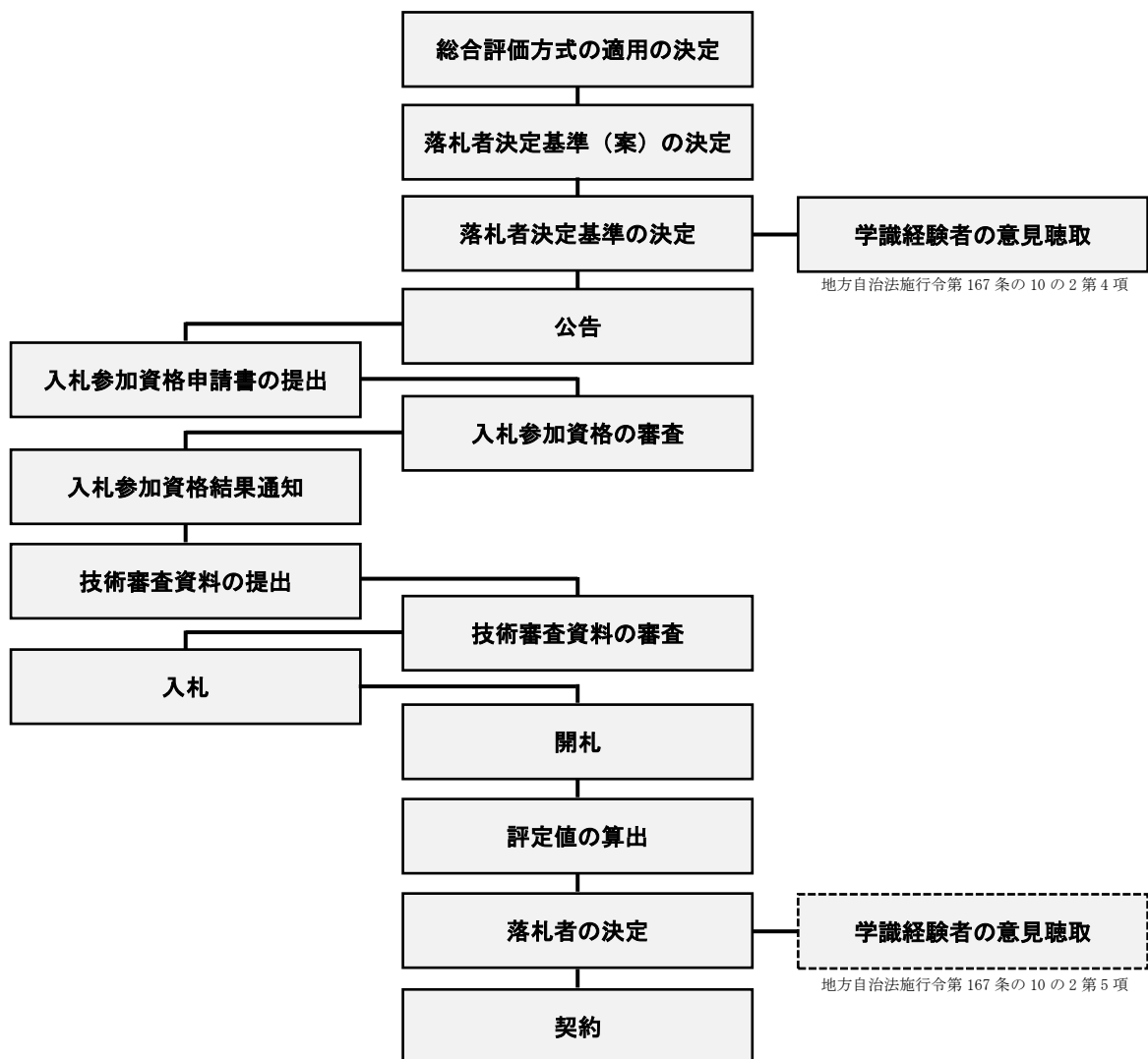


図1 総合評価方式フロー図

総合評価方式の入札と通常の制限付き一般競争入札との異なる主な点は、①落札者決定基準を定めること、②入札参加資格確認通知後に入札参加者から技術力等の審査に供する資料（以下「技術審査資料」といいます。）を求め、審査を行うこと、③開札後に落札者の決定を行うための基準となる数値（以下

「評価値」といいます。)を算出し、評価値により落札者を決定すること、の3点です。

落札者決定基準

評価項目

価格以外の要素として、「特別簡易型」では、「企業の技術力」、「地域貢献度」及び「社会性」についての定量化された項目を評価します。また、「簡易型」では、定量化された項目の評価に加えて、現場条件等を踏まえ、適切かつ確実に施工上の性能等が確保できるかどうかを確認するため、簡易な施工計画を評価します。評価項目は、表1の「○」のついた項目のうちから佐倉市総合評価検討委員会により決定されます。

表1 評価項目一覧

区分	項目	細目	簡易型	特別簡易型	
企業の技術力	計画工	工程管理、品質管理、施工上の課題又は施工上考慮すべき事項に関する技術的所見	○		
		企業の施工能力	過去15年間の同種の公共工事の施工実績	○	○
	過去15年間の指定工事と同種の公共工事の施工実績		○		
	過去3ヵ年度の佐倉市発注の同業種の工事における工事成績評定の平均点		○	○	
	過去3ヵ年度の佐倉市発注工事における工事成績評定点		○	○	
	過去2年間の事故及び不誠実な行為		○	○	
	ISOマネジメントシステム等の取組状況		○	○	
	建設キャリアアップシステム（CCUS）への登録		○	○	
	過去15年間の佐倉市内での公共工事の施工実績		○	○	
	地域への精通度（契約締結事業所の所在地）		○	○	
	者の配置予定技術	主任（監理）技術者の保有資格	○	○	
		過去10年間の主任（監理）技術者としての同種の公共工事の施工実績	○	○	
		配置予定技術者の保有資格	○		
		過去10年間の配置予定技術者の指定工事と同種の公共工事の施工実績	○		
地域貢献度・社会性	地域貢献度	災害時等の協力に関する協定の締結の有無（加入団体の締結も含む。）		○	
		災害時等の協力に関する協定に基づく出動の有無		○	
		佐倉市消防団員の雇用の有無		○	
		佐倉市内在住の若年技術者の雇用の有無		○	
	社会性	企業の安全衛生及び福祉等に関する取組状況 （1）建設業労働災害防止協会への加入 （2）次世代育成支援に関する措置 （3）女性活躍推進支援に関する措置 （4）青少年雇用促進支援に関する措置 （5）障害者雇用の促進 （6）高年齢者雇用の促進 （7）協力雇用主の登録 （8）協力雇用主による保護観察対象者等の雇用	○	○	
		評価項目における期間の考え方は次のとおりです。			
		過去○年間：公告日の属する年度を除く直近の○ヵ年度に当該年度の入札公告日までを加えた期間			
		過去○ヵ年度：公告日の属する年度を除く直近の○ヵ年度			

評価基準及び配点

表1の各項目の評価基準及び配点は次のとおりです。

1. 企業の技術力

(1) 施工計画【簡易型】

入札公告において提示する、当該工事に係る施工が適切かつ確実に行われ目的物の品質等が確保されるかどうか等についての技術的所見を評価します。

提案を求める技術的所見は、次の項目の中から一つ以上選択し、項目ごとに評価項目を設定します。なお、(3) 当該工事の施工上の課題に関する事項及び(4) 当該工事の施工上考慮すべき事項については、工事の内容に応じて多岐にわたる技術力を評価する必要がある場合は、一つの項目に対して複数の評価項目を定めることができます。

評価項目の数は、施工計画全体で5項目以内とします。

- (1) 工程管理に関する事項
- (2) 品質管理に関する事項
- (3) 当該工事の施工上の課題に関する事項
- (4) 当該工事の施工上考慮すべき事項

配点は各評価項目につき次のとおりです。

適切又は的確で優れている	3点	適切又は的確で良好である	2点
適切又は的確である	0点	不適切である又は的確でない	欠格

不適切である又は的確でない技術的所見とは、白紙、入札公告に提示された課題と異なる事案に関する内容のもの、具体策の提示のない抽象的な内容のもの等を指します。

(2) 企業の施工能力

ア. 過去15年間の同種の公共工事の施工実績【簡易型】【特別簡易型】

過去に同種の公共工事を施工した実績があることを評価します。

ここで、「公共工事」とは、国、地方公共団体、独立行政法人、公社その他これに類する法人が発注する工事をいい、「施工実績」とは、工事を1回以上受注し、完了した実績をいいます。また、「同種」の工事とは、公告で定める業種が建設業法(昭和24年法律第100号)における同一業種であるもので、かつ、同様な内容を有する工事をいいます。同様と認める工事内容についても、入札公告で定めるものとします。

この項目の配点は次のとおりです。

同規模以上の施工実績あり	3点
同規模未満の施工実績あり	1点
その他	0点

「同規模」の基準は、金額・工事量等につき事業ごとに入札公告で定めるものとします。「公共工事」、「施工実績」、「同種」及び「同規模」の定義は、以下の項目についても同様です。

イ. 過去 15 年間の指定工事と同種の公共工事の施工実績【簡易型】

当該工事に附帯工事が含まれる場合において、当該附帯工事の工事量が相当規模に及ぶものに限
り、過去に当該附帯工事と同種の公共工事を施工した実績があることを評価します。

この項目の配点は次のとおりです。

同規模以上の施工実績あり	2 点
同規模未満の施工実績あり	1 点
その他	0 点

ウ. 過去 3 カ年度の佐倉市発注の同業種の工事における工事成績評定の平均点【簡易型】【特別簡易型】

建設業法上、同一業種となる工事における佐倉市での過去の工事成績を評価します。

「佐倉市発注」の工事には、公営企業（佐倉市上下水道部）発注工事を含みます。以下の項目に
についても同様です。

この項目の配点は次のとおりです。

80 点以上	6 点	78 点以上 80 点未満	5 点
75 点以上 78 点未満	4 点	72 点以上 75 点未満	3 点
69 点以上 72 点未満	2 点	65 点以上 69 点未満	1 点
60 点以上 65 点未満	0 点	60 点未満	-4 点
該当なし	0 点		

エ. 過去 3 カ年度の佐倉市発注工事における工事成績評定点【簡易型】【特別簡易型】

過去、佐倉市において受注した工事（業種は問いません。）において優良な工事と評価された回数
を評価します。加点の対象となる工事は、請負金額 500 万円以上の工事に限ります。

また、評価の対象となる期間中に、佐倉市において 60 点未満の工事成績評定点がないこと、及び
佐倉市建設工事請負業者等指名停止措置要領第 2 条に定める指名停止を受けていないことが加
点の条件となります。

この項目の配点は次のとおりです。

80 点以上の成績評定点を 2 回以上	2 点
80 点以上の成績評定点を 1 回	1 点
該当なし	0 点

オ. 過去 2 年間の事故及び不誠実な行為【簡易型】【特別簡易型】

佐倉市において指名停止又は文書注意を受けていないか確認します。指名停止とは、佐倉市建設
工事請負業者等指名停止措置要領第 2 条に定める指名停止をいい、文書注意とは、同要領第 11 条
に定める文書による警告又は注意をいいます。評価の対象となる期間中に当該措置を受けていた場
合、減点となります。

この項目の配点は次のとおりです。

該当なし	0 点
------	-----

文書注意	-2 点
指名停止	-4 点

カ. ISO マネジメントシステム等の取組状況【簡易型】【特別簡易型】

ISO マネジメントシステム等の取得状況を評価します。

簡易型においては、品質マネジメント (ISO9001)、環境マネジメント (ISO14001)、労働安全衛生マネジメント (ISO45001) について、それぞれ評価し、特別簡易型においては、品質マネジメント及び環境マネジメントの取得状況を併せて評価します。

簡易型における配点は次のとおりです。

- (1) 品質マネジメントシステムの取得状況

ISO9001 を取得している	1 点
ISO9001 を取得していない	0 点

- (2) 環境マネジメントシステムの取得状況

ISO14001 又はエコアクション 21 を取得している	1 点
ISO14001 又はエコアクション 21 を取得していない	0 点

- (3) 労働安全衛生マネジメントシステムの取得状況

ISO45001 又は COHSMS を取得している	1 点
ISO45001 又は COHSMS を取得していない	0 点

特別簡易型における配点は次のとおりです。

- (1) ISO9001
 - (2) ISO14001 又はエコアクション 21
- 上記 (1) (2) について
- | | |
|-------------|-----|
| 両方取得している | 2 点 |
| どちらかを取得している | 1 点 |
| 取得していない | 0 点 |

キ. 建設キャリアアップシステム (CCUS) への登録【簡易型】【特別簡易型】

建設キャリアアップシステムに事業者登録し、事業者 ID を取得していることを評価します。

この項目の配点は次のとおりです。

事業者 ID を取得している	1 点
事業者 ID を取得していない	0 点

ク. 過去 15 年間の佐倉市内での公共工事の施工実績【簡易型】【特別簡易型】

過去、佐倉市内において公共工事を施工した実績があるかを評価します。発注機関は、工事の業種は問いません。

この項目の配点は次のとおりです。

佐倉市発注工事（公営企業を含む。）の施工実績あり	2点
その他の発注機関による公共工事の施工実績あり	1点
実績なし	0点

ケ. 地域への精通度（契約締結事業所の所在地）【簡易型】【特別簡易型】

企業の地域精通度として、佐倉市内の事業所の有無を評価します。なお、評価の対象となるのは、佐倉市と契約を締結する事業所として、佐倉市一般（指名）競争入札参加資格者名簿に登録されている事業所のみ対象とします。

この項目の配点は次のとおりです。

佐倉市内に本店がある	2点
佐倉市内に支店等がある	1点
その他	0点

(3) 配置予定技術者の施工能力

ア. 主任（監理）技術者の保有資格【簡易型】【特別簡易型】

配置予定の主任（監理）技術者の保有資格を評価します。

評価の対象は、当該工事に係る業種について保有する資格に限ります。また、複数の資格を保有している場合は、得点の高い資格一つについて加点します。

この項目の配点は次のとおりです。

1級国家資格者又は技術士	2点
2級国家資格者	1点
その他	0点

イ. 過去10年間の主任（監理）技術者としての同種の公共工事の施工実績【簡易型】【特別簡易型】

過去の工事の施工実績から主任（監理）技術者の施工能力を評価します。

この項目の配点は次のとおりです。

同規模以上の施工実績あり	3点
同規模未満の施工実績あり	1点
その他	0点

ウ. 配置予定技術者の保有資格【簡易型】

当該工事に附帯工事が含まれる場合において、当該附帯工事に係る配置予定技術者の保有資格を評価します。

評価の対象は、公告で定める業種について保有する資格に限ります。また、複数の資格を保有している場合は、得点の高い資格一つについて加点します。

この項目の配点は次のとおりです。

1級国家資格者又は技術士	2点
--------------	----

2級国家資格者	1点
その他	0点

エ. 過去10年間の配置予定技術者の指定工事と同種の公共工事の施工実績【簡易型】

上記ウ「配置予定技術者の保有資格」で申請した配置予定技術者の公告で定める指定工事と同種の工事についての過去の施工実績を評価します。

この項目の配点は次のとおりです。

同規模以上の施工実績あり	2点
同規模未満の施工実績あり	1点
その他	0点

2. 地域貢献度・社会性

(1) 地域貢献度

ア. 災害時等の協力に関する協定の締結の有無（加入団体の締結も含む。）【特別簡易型】

災害時等における佐倉市との協力体制について評価します。なお、「災害時等の協力に関する協定」とは、佐倉市の締結している災害時応援協定（危機管理課が公表しているものに限ります。）及び道路の維持管理における活動協力に関する協定とします。複数の団体に加入があっても、重複して加点はしません。

危機管理課の災害時応援協定公表先 URL：

<https://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/kikikanrika/112/taisaku/3589.html>

この項目の配点は次のとおりです。

佐倉市との間に災害時等の協力に関する協定を締結している、又は 佐倉市との間に災害時等の協力に関する協定を締結している団体に加入している	2点
佐倉市との間に災害時等の協力に関する協定を締結しておらず、かつ 佐倉市との間に災害時等の協力に関する協定を締結している団体に加入していない	0点

イ. 災害時等の協力に関する協定に基づく出動の有無【特別簡易型】

上記アの佐倉市との間の災害時等の協力に関する協定に基づき、過去3カ年度に災害対応への出動をした回数により加点します。加点の対象となる出動には、待機指示に基づく待機も含めるものとします。

この項目の配点は次のとおりです。

過去3カ年度の協定に基づく災害対応の出動回数1回につき0.5点
ただし、3点を上限とします。

ウ. 佐倉市消防団員の雇用の有無【特別簡易型】

佐倉市の消防団に加入する者の雇用状況を評価します。対象者を3か月以上直接的・恒常的に雇用している場合に、加点の対象となります。以下、雇用を評価する項目において同様です。

この項目の配点は次のとおりです。

佐倉市の消防団に加入する者を雇用している	1点
佐倉市の消防団に加入する者を雇用していない	0点

エ. 佐倉市内在住の若年技術者の雇用の有無【特別簡易型】

佐倉市内に居住している若年技術者の雇用状況を評価します。若年技術者とは、公告日時点において、満35歳未満であり、かつ、設業法で規定する監理技術者又は主任技術者になりうる資格要件を有する者をいいます。なお、当該企業の役員となっている者は対象に含めません。

この項目の配点は次のとおりです。

佐倉市在住の若年技術者を雇用している	1点
佐倉市在住の若年技術者を雇用していない	0点

(2) 社会性

ア. 企業の安全衛生及び福祉等に関する取組状況【簡易型】【特別簡易型】

企業の安全衛生や福祉等に対する取り組みを評価します。

この項目の配点は次のとおりです。

- (1) 建設業労働災害防止協会への加入
- (2) 次世代育成支援に関する措置
- (3) 女性活躍推進支援に関する措置
- (4) 青少年雇用促進支援に関する措置
- (5) 障害者雇用の促進
- (6) 高年齢者雇用の促進
- (7) 協力雇用主の登録
- (8) 協力雇用主による保護観察対象者等の雇用

上記(1)から(8)までのうち、

5項目以上該当している	3点	3項目から4項目該当している	2点
1項目から2項目該当している	1点	該当する項目がない	0点

上記(1)から(8)までの該当条件については、次のとおりです。

- (1) 建設業労働災害防止協会への加入

建設業労働災害防止協会へ加入していること。

- (2) 次世代育成支援に関する措置

常用雇用者数が100人以下の事業所の場合は、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく一般事業主行動計画を策定及び都道府県労働局に届出済みであること。
常用雇用者数が101人以上の事業所の場合は、「くるみん」、「プラチナくるみん」又は「トライくるみん」のいずれかを取得していること。

- (3) 女性活躍推進支援に関する措置

常用雇用者数が100人以下の事業所の場合は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局に

届出済みであること。常用雇用者数が 101 人以上の事業所の場合は、「えるぼし」又は「プラチナえるぼし」のいずれかを取得していること。

(4) 青少年雇用促進支援に関する措置

青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）に基づく「ユースエール認定企業」の認定を受けていること。（常用雇用者数が 300 人以下の事業所に限る。）

(5) 障害者雇用の促進

障害者の雇用状況報告義務がある企業については、法定雇用率を満たしていること、障害者の雇用状況報告義務がない企業については、1 人以上障害者を雇用していること。なお、当該企業の役員となっている者は対象に含めません。

(6) 高年齢者雇用の促進

65 歳以上の者を 1 人以上雇用していること。なお、当該企業の役員となっている者は対象に含めません。

(7) 協力雇用主の登録

保護観察所に更生保護の協力雇用主として登録があること。

(8) 協力雇用主による保護観察対象者等の雇用

協力雇用主に登録のある事業者が、更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）第 48 条に規定する保護観察対象者又は同法第 85 条に規定する更生緊急保護の対象者を公告日前 2 年以内に 3 ヶ月以上継続雇用した実績があること。なお、当該企業の役員となっている者は対象に含めません。

共同企業体に係る評価及び配点について

入札参加者が共同企業体であるときは、次に示すものを除き、当該共同企業体の代表企業を対象として評価します。

【共同企業体に係る評価の例外】

- (1) 過去 2 年間の事故及び不誠実な行為
- (2) 過去 15 年間の佐倉市内での公共工事の施工実績
- (3) 地域への精通度（契約締結事業所の所在地）
- (4) 災害時等の協力に関する協定の締結の有無（加入団体の締結も含む。）
- (5) 災害時等の協力に関する協定に基づく出動の有無
- (6) 佐倉市消防団員の雇用の有無
- (7) 佐倉市内在住の若年技術者の雇用の有無

上記項目（1）及び（3）については、共同企業体を構成する企業のいずれかに該当する場合に加点（減点）します。複数の構成企業が加点対象となる場合は、（1）にあつては、最も得点の低い 1 者（3）にあつては、最も得点の高い 1 者の得点が適用されます。

上記項目（2）及び（4）から（7）までについては、共同企業体を構成する企業の出資比率に応じ按分して求めた得点とします。端数が出た場合は、小数第 3 位以下を切捨て、小数第 2 位まで求めます。例えば、A 社と B 社の 2 社で構成された共同企業体では、次の式で得点を計算します。

共同企業体の得点 = A 社の得点 × A 社の出資比率 + B 社の得点 × B 社の出資比率

学識経験者の意見聴取

地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 4 項の規定に基づき、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ学識経験を有する者（以下「学識経験者」と言います。）の意見を聴取します。

また、当該意見聴取時において、落札者を決定するときに改めて学識経験者の意見聴取が必要との意見があったときは、再度の意見聴取を行います（地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 5 項）。

意見聴取の方法

千葉県の市町村等総合評価支援要綱（平成 20 年 1 月制定）第 6 条の規定を用い、千葉県が委嘱した学識経験者から意見聴取するものとします。

技術審査資料

技術審査資料の提出

入札参加資格確認通知により参加資格ありとされた方は、公告で定められた期日までに技術審査資料を提出しなければなりません。技術資料を期日までに提出しない場合、参加資格は無効となります。

技術審査資料は、表 2 に記載されているもののうち、公告で定められたものが必要となります。

なお、入札参加者が技術審査資料の作成に要した一切の費用は、入札参加者の負担とします。

表 2 技術審査資料一覧

区分	項目	細目	技術審査資料
共通			様式第 1 号 技術審査資料提出書
企業の技術力	計 施 画 工	工程管理、品質管理、施工上の課題又は施工上考慮すべき事項に関する技術的所見	①様式第 2 号 技術提案書 ②工程表 ③その他公告に規定する資料
		過去 15 年間の同種の公共工事の施工実績	①様式第 3 号 公共工事の施工実績 ②契約書の写し [注 1]
	企 業 の 施 工 能 力	過去 15 年間の指定工事と同種の公共工事の施工実績	①様式第 3 号 公共工事の施工実績 ②契約書の写し [注 1]
		過去 3 ヶ年度の佐倉市発注の同業種の工事における工事成績評定の平均点	なし [注 2]
		過去 3 ヶ年度の佐倉市発注工事における工事成績評定点	なし [注 2] [注 3]
		過去 2 年間の事故及び不誠実な行為	なし [注 3]
		ISO マネジメントシステム等の取組状況	ISO 登録証、エコアクション 21 登録証又は COHSMS 登録証の写し [注 4]
		建設キャリアアップシステム (CCUS) への登録	事業者登録及び有効期限が確認できる書類
		過去 15 年間の佐倉市内での公共工事の施工実績	①様式第 3 号 公共工事の施工実績 ②契約書の写し [注 1]
	地域への精通度 (契約締結事業所の所在地)	なし [注 5]	
	者 配 置 予 定 技 術 能 力	主任 (監理) 技術者の保有資格	①様式第 4 号 技術者の資格及び施工実績 ②技術者の資格者証の写し ③雇用の確認ができる書類 [注 6] [注 7]
		過去 10 年間の主任 (監理) 技術者としての同種の公共工事の施工実績	様式第 4 号 技術者の資格及び施工実績
		配置予定技術者の保有資格	①様式第 4 号 技術者の資格及び施工実績 ②技術者の資格者証の写し ③雇用の確認ができる書類 [注 6] [注 7]
		過去 10 年間の配置予定技術者の指定工事と同種の公共工事の施工実績	様式第 4 号 技術者の資格及び施工実績

地域貢献度・社会性	地域貢献度	災害時等の協力に関する協定の締結の有無(加入団体の締結も含む。)	様式第5号 災害協定締結団体加入状況	
		災害時等の協力に関する協定に基づく出動の有無	様式第5号 災害協定締結団体加入状況	
		佐倉市消防団員の雇用の有無	①様式第6号 佐倉市消防団員雇用状況 ②雇用の確認ができる書類 [注7]	
		佐倉市内在住の若年技術者の雇用の有無	①様式第7号 市内在住若年技術者雇用状況 ②雇用の確認ができる書類 [注7]	
	社会性	企業の安全衛生及び福祉等に関する取組状況		様式第8号 企業の安全衛生及び福祉等に関する取組状況
		(1) 建設業労働災害防止協会への加入	建設業労働災害防止協会において発行された加入証明書の写し	
		(2) 次世代育成支援に関する措置	①一般事業主行動計画策定届の写し [注8] ②「くるみん」、「プラチナくるみん」又は「トライくるみん」のいずれかの取得を確認できる書類	
		(3) 女性活躍推進支援に関する措置	①一般事業主行動計画策定届の写し [注8] ②「えるぼし」又は「プラチナえるぼし」のいずれかの取得を確認できる書類	
		(4) 青少年雇用促進支援に関する措置	「ユースエール認定企業」の認定を受けていることが確認できる書類	
		(5) 障害者雇用の促進	①障害者雇用状況報告書の写し [注9] ②障害者であることの確認できる書類 [注10] [注11] ③雇用の確認ができる書類 [注7] [注10]	
		(6) 高年齢者雇用の促進	雇用の確認ができる書類 [注7]	
		(7) 協力雇用主の登録	なし	
	(8) 協力雇用主による保護観察対象者等の雇用	なし		
<p>[注1] (一財)日本建設情報総合センターの工事実績情報システム(CORINS)に登録されている場合は省略できるものとする。</p> <p>[注2] 佐倉市工事検査要綱第19条に規定する検査調書により確認するものとする。</p> <p>[注3] 佐倉市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置状況により確認するものとする。</p> <p>[注4] ISOの登録証が外国語で記載されている場合は、その訳文を添付すること。</p> <p>[注5] 佐倉市一般(指名)競争入札参加資格者名簿により確認するものとする。</p> <p>[注6] 3ヶ月以上の雇用が確認できるものに限る。</p> <p>[注7] 雇用の確認ができる書類とは、健康保険被保険者標準報酬決定通知書の写し(社会保険事務所の確認印のあるものに限る。)若しくは健康保険証の写し(事務所の名称があるものに限る。)又は市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し等とする。</p> <p>[注8] 厚生労働省都道府県労働局の受領印があるものに限る。</p> <p>[注9] 障害者の雇用状況報告義務がある事業者は提出すること。公共職業安定所の受領印があるものに限る。</p> <p>[注10] 障害者の雇用状況報告義務がない事業者は提出すること。</p> <p>[注11] 障害者であることの確認ができる書類とは、障害者手帳の写し等とする。</p>				

技術審査資料の審査

技術審査資料は、簡易型は技術審査会が落札者決定基準に基づいて審査します。特別簡易型は、契約担当課及び事業担当課が落札者決定基準に基づいて審査します。

技術審査資料の取扱い

提出された技術審査資料は、その採否にかかわらず返却しません。

また、提出された技術審査資料は、提案者の知的財産であることにかんがみ、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等取扱いに留意するものとします。

落札者の決定方法

総合評価方式では、価格及び価格以外の要素を総合的に評価し、最も評価の高い者を落札者として決定します。

評価は、次の算式で求める数値（評価値）により行います。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点（価格以外の要素による得点）} + \text{価格評価点（価格による得点）}$$

技術評価点

技術評価点は、落札者決定基準に基づき、提出された技術審査資料等により各入札参加者に配点される点数です。

なお、技術評価点が0点未満の入札参加者のした入札、及び簡易型において施工計画を提出せず又は欠格となる施工計画を提出した入札参加者のした入札は無効とし、開札対象外となります。

価格評価点

価格評価点は、次の算式により求める得点です。

$$\text{価格評価点} = \text{価格評価点の満点} \times \left(\text{入札参加者の入札金額のうち最低金額} / \text{入札金額} \right)$$

価格評価点の満点は100点、小数第3位以下を切捨て、小数第2位まで求めます。

落札者の決定順位

落札者は次の順に決定します。

1. 技術評価点に価格評価点を加算した評価値が最も高い者
2. 1の該当者が二人以上いるときは、技術評価点に減点のない者
3. 2の該当者が二人以上いるか、又は一人もいないときは、入札金額の最も低い者
4. 3の該当者が二人以上いるときは、くじ引きにより決定

ただし、次の場合には上記のとおりとならない場合があります。

1. 落札者決定の際に学識経験者の意見を聴く必要があるとき
2. 落札候補者の入札金額が低入札調査基準価格を下回るとき

契約後の措置

入札結果の公表

落札者が決定したときは、総合評価方式に関する開札調書により結果を公表します。総合評価方式に関する開札調書には、入札金額、価格評価点、技術評価点及び評価値が記載されます。

総合評価の評価項目に違反した場合の措置

簡易型総合評価方式により評価した施工計画については、契約締結後、その履行状況を確認します。落札者の責めによる事由により、提示した内容の履行ができなかった場合には、契約不適合として、工事成績評定点を減点するほか、工事目的物の修補等の履行の追完、契約金額の減額又は損害賠償の請求等の措置を行います。

また、落札者が偽りその他不正な手段により落札者となった場合には、契約解除及び指名停止等の措

置の対象となります。

なお、落札者が共同企業体であるときは、上記の措置は、そのすべての構成員について適用されます。